

岐阜県消費者安全確保地域協議会設置要綱

（設置）

第1条 協議会は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、県内の消費生活上、特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関・団体が連携して、高齢者の見守り等の必要な取組みについての情報交換、協議を行うことにより、市町村における協議会の設置及び活動の促進を図ることを目的とする。

（協議内容）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）市町村における消費者安全確保地域協議会の設置に関すること
- （2）市町村における消費者安全確保地域協議会の支援に関すること
- （3）その他、高齢者等の消費者被害の防止に関すること

（構成員）

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等の職員により構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、構成員の互選によるものとする。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 協議会は、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課長が招集する。

2 協議会の進行は会長が行う。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課に設置する。

（秘密保持）

第8条 協議会の構成員、事務に従事する者並びに事務に従事していた者は、協議会の活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関等	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学
	岐阜女子大学
	岐阜県高等学校長協会
	岐阜県小中学校長会
	岐阜県弁護士会
	岐阜新聞社
	中日新聞岐阜支社
	全国農業協同組合連合会岐阜県本部
	岐阜県商工会連合会
	岐阜県商工会議所連合会
	岐阜県卸売市場連合会
	岐阜県金融広報委員会
	消費者ネットワーク岐阜
	岐阜県生活学校連絡協議会
	全岐阜県生活協同組合連合会
	日本労働組合総連合会岐阜県連合会
	岐阜県地域女性団体協議会
	岐阜県社会福祉協議会
	岐阜県民生委員児童委員協議会
	岐阜県社会福祉士会
	岐阜県居宅介護支援事業協議会
	岐阜県老人クラブ連合会
	岐阜県身体障害者福祉協会
	各務原市（岐阜県市長会長の市）
	大野町（岐阜県町村会長の町）
岐阜県	健康福祉部 地域福祉課
	健康福祉部 高齢福祉課
	健康福祉部 障害福祉課
	警察本部 生活安全総務課
	環境エネルギー生活部 県民生活相談センター
	環境エネルギー生活部 県民生活課